

野田市議会議員及び野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年9月1日

野田市選挙管理委員会

委員長 金子 憲 一

## 野田市選挙管理委員会規程第1号

野田市議会議員及び野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

野田市議会議員及び野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成5年野田市選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「（別記第1号様式）」、「（別記第2号様式）」及び「（別記第3号様式）」を削る。

第3条第2項中「（別記第4号様式）」、「（別記第5号様式）」、「（別記第6号様式）」、「（別記第7号様式）」、「（別記第8号様式）」及び「（別記第9号様式）」を削る。

第5条第2項中「（別記第10号様式）」、「（別記第11号様式）」、「（別記第12号様式）」、「（別記第13号様式）」及び「（別記第14号様式）」を削る。

第6条第1項中「確認書）」の次に「及び請求内訳書」を加え、同条第2項中「（別記第15号様式）（請求内訳書にあつては、別記第16号様式）」、「（別記第17号様式）（請求内訳書にあつては、別記第18号様式）」及び「（別記第19号様式）（請求内訳書にあつては、別記第20号様式）」を削る。

別記様式を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。